

仙南地域広域行政事務組合告示第 10 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

仙南地域広域行政事務組合  
理事長 滝口 茂



委託した歳入の収納の事務	歳入の収納の事務の委託を受けた者	委託する期間
仙南クリーンセンター ごみ処理手数料収納事務	宮城県柴田郡村田町大字沼 辺字牡丹山55番地 株式会社 仙南環境サービス	平成29年4月1日から 平成44年3月31日まで